

会 議 録

会議の名称	第1回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成27年6月29日(月)
開催時間	午後3時58分 から 午後7時25分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎4階 会議室404
会長の氏名	内山欣春
出席者(出席委員)の氏名・出席者数	渡部 勲、神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、南 宣男、東川 勲、長谷川 博、内山欣春、弓木和子、池澤照江 10人
欠席者(欠席委員)の氏名・欠席者数	なし
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席者の職・氏名	市長 小島 卓 傍聴者 4人
会議次第	1 開会 2 委嘱書の交付 3 市長挨拶 4 委員自己紹介及び市職員紹介 5 会議運営要領について 6 会議事項 (1) 会長及び副会長の選出について

	<p>(2) 諮問書について</p> <p>(3) これまでの経緯・関係条例等について</p> <p>(4) 今後のスケジュールについて</p> <p>(5) 各委員からの意見について</p> <p>(6) その他</p> <p>7 閉会</p>
<p>配布資料</p>	<p>会議次第</p> <p>白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例</p> <p>資料1 白岡市参画と協働のまちづくり審議会 会議運営要領</p> <p>資料2 会長、副会長の選出について</p> <p>資料3 諮問書（写）</p> <p>資料4 自治基本条例及び関係条例等に関するこれまでの経緯</p> <p>資料5 白岡市自治基本条例（条文及び内容説明）</p> <p>資料6 白岡市住民投票条例の手引き</p> <p>資料7 白岡市市民参画条例の手引き</p> <p>資料8 白岡市参画と協働のまちづくり市民提案制度の概要</p> <p>資料9 白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録制度</p> <p>資料10 白岡市参画と協働の市民活動掲示板について</p> <p>資料11 白岡市参画と協働のまちづくり審議会のスケジュール（案）</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。
小島市長	2 委嘱書の交付 小島市長から委員に委嘱書の交付が行われた。
小島市長	3 市長挨拶 小島市長から挨拶が行われた。
	4 自己紹介及び市職員紹介 各委員が自己紹介した後、河野地域振興課長から事務局職員が紹介された。
事務局	5 会議運営要領について 河野地域振興課長から会議運営要領の説明がなされた。 (質疑)
A委員	すいません。私が前に参加させていただいていた自治基本条例市民推進会議では、すべて実名で公開されていたが、私の記憶違いでしょうか。
仮議長（河野地域振興課長）	会議録は、すべて実名で作りますが、インターネット等で公開する際には、ほとんどの審議会がA委員、B委員としており誰がどのような発言をしたか、つながらない形で公開しています。
A委員	基本としては、公の会議であり、委員は責任を持って発言すべきだと思うし、公開されること自体は、私自身は何ら思わない。要領自体会議のあれなので、この会議の参加者が話し合っていて進めていかなければならないということだと思っている。話し合っていて改めらるなら改めれば良いと考えています。

仮議長（河野地域振興課長）	<p>会長が決まった際に会議を始める際にどういう形ですすめるかを話し合うということでしょうか。</p>
A委員	<p>そうですね。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>差し当たりこの会議運営要領で進めさせていただくということでしょうか。</p>
<p>～傍聴人入場～</p>	
B委員	<p>よろしいですか。ここに書いてはいないのですが、原則公開ということで問題ないと思うのですが、会議の傍聴人にも同じ資料を配布するというのを付け加えていただきたい。</p>
A委員	<p>そのへんもね。傍聴人に公開したくないというものがあれば、あるいはそういう意見があれば、我々話し合っ委員の間の合意に基づいて進めていけばいいと思うんです。基本はやはり、お手元にあるものは配布したほうがよいのではないのでしょうか。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>本日もそういった形でお配りしております。個別に会議運営要領を定めていますが、標準的な形も今後、議論するなりしていければと考えております。</p>
<p>6 会議事項</p>	
<p>(1) 会長及び副会長の選出</p>	
仮議長（河野地域振興課長）	<p>会長は、委員の互選により選出されると規定されてございます。御意見等がございましたら、挙手の上発言をお願いします。</p>
A委員	<p>よろしいですか。会長としてBさんを推薦したいと思います。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>その他にございますでしょうか。</p>
C委員	<p>8番のHさんを推薦したいと思います。元自治基本条例の会長</p>

<p>仮議長（河野地域振興課長）</p> <p>A委員</p>	<p>をやっていただいていたので、その辺を踏まえてやっていただけたらいいのかなと思っています。</p> <p>他にございますでしょうか</p> <p>私の方も推薦理由よろしいでしょうか。理由については、先ほど、CさんがHさんを御推薦された理由とほぼ同じ経歴をBさんもお持ちですので、その点については特にそんな色ないものと思います。それと合わせてですね、この審議会の主たる審議事項の中に自治基本条例の検証ということがあります。検証する審議会という建前から考えますと、私が考えますのは市の推薦による委員さんを会長にするのは建前論からするとちょっとおかしいのではないかと感じます。やはり、公募委員を会長の席に置くのが、この組織としては正しいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>一般的に公募の委員さんにおいては、御自身の意見がおありになるので公募される方が多いと思います。そういった点から考えますと、会長さんは、まとめ役という形になりますので、御自身の意見だけを会長さんが言っているよりは、会の推薦の方でもそんな色がないのではないかと私は考えます。</p>
<p>A委員</p>	<p>意見というよりは、世の中のことというのはですね、その方の出身だとか背景だとかそういったことを含めて一般市民がちゃんと納得するかが一番大事な点でございますので、やはり我々の後ろには市民がいる訳なんでね、市民がこういった審議会でどういう人が選ばれて、そこで何が決まったか、誰が会長でやったのか、きちんと見える訳ですから、そういった意味で私は申し上げているのであって、Bさんの意見を云々ということではありません。そういうことです。</p>
<p>C委員</p>	<p>どなたが会長さんやっても、皆さん同じ委員なんで、いろいろ御意見を出す会議だとは思っております。それで、ただHさんは、</p>

	<p>元自治基本条例の会長さんをやっていたということで、みんなのまとめ役ということで皆さんそれぞれ意見は出し合うということなんで、どなたがやってもと思うんですけれども、Hさんにやっていたで、より良い会にしていけたらと思うんですけれども、どうでしょうか皆さん。</p>
A委員	<p>これ審議要領なんですけどね、審議会なんで多数決、決を採るという問題でもないと思うんですけど、実際問題、決を採らなければならない場面もある訳なんで、ただ基本的には全会一致が好ましいと思うし、もし、違った意見があれば、それぞれの意見を並べて多数は小を制するというそういった感じで、要はこの場はすべて市民に公開しなければいけない。我々内々だけで決められるものではないということを委員の皆さんには胆に銘じていただきたい。今回、これで決を採るべきかということがあるが、どうなんですか。要領には書いてありませんが。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>逆に公募で手を上げていただきましたので、Bさんはいかがでしょう。会長ということになりますと、まとめ役という方が。</p>
D委員	<p>皆さんのお話を聞いてね、事務局から言われているように公募されて来ているのですから、いろいろと御意見を多くもっていらっしゃると思うんでね、会長というのは、会をまとめる総括といいですか、自分の意見をあまり言えないんじゃないかなという感じがするんですよ。</p>
A委員	<p>必ずしもそうではないと思うんですよ。自治基本条例の市民推進会議においては会長さんも結構、御発言なされておりましたし、やはり会長は黙って、ただ、いわゆる議会の議長のようなのではなくて、実際、討論の中に入ってですね、最終的には取りまとめていくということはあるんですけども、意見の陳述においてはなんら制約されることはなかったですし、30回近く我々やってきましたけれど、そういう自由な雰囲気の中で、当然意見の違いもありましたし、事務局との考えが違うこともありましたし、</p>

	<p>いろいろありましたけど、それはそれで意味のあったことだと思いますし、プロセスが非常に大事だといいますか、そういう中で内容をつめていったということです。少なくともこれからは予定調和みたいなことは止めてほしいなど。審議会で。あらかじめ結果が分かっていることをみんなで決めましょうというのは良くないですよ。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>他に御意見ございますでしょうか。</p>
<p>E委員</p>	<p>今のお話、聞いてて、まとめる中でいけば、Hさんを正にして、Bさんを副、というのはどうかと思うんですが。</p>
<p>A委員</p>	<p>それは逆じゃないの。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>他に御意見ございますでしょうか</p>
<p>A委員</p>	<p>私ばかり意見言って申し訳ないんですけど、元々ですね、この審議会の構成は、公募が半分、5名ってことになってたんですよ。5名、2月の広報でですね、5名の募集を行ったんですね。ところが、3名応募した。結果、その内の1名の方が落っこたされて、市議会議員になっちゃったんで、これは降りたということなんです。で、2名。</p> <p>これはいいんですけど、私、この条例つくるときのパブコメにですね、こういう参画と協働のまちづくりを主体的に行う審議会の委員というのは本来、公募委員を、せめて半分は公募委員で占めるべきだとパブコメで出したわけですよ。それを踏まえてだと思えますけど、元々の募集では5名なっていたんですけど、結果2名、でそれが、3月の話ですから、それから3か月、4か月经過する中で、なぜ再募集するなり5名にできなかったのか、大変疑問なところでした、そういう経緯を知っている人もいれば、知らない人もいますが、そういう経緯を踏まえて市の推薦委員が10名のうちに8名も占めてるとい、こういう審議会の実態というものに市民も大変疑問に思っているところがある訳ですよ。</p>

<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>これは、参画と協働のまちづくりは市民主体でなければならぬから、市が推薦した委員が過半どころか大半を占める審議会のあり方とか、そこで決められたことがどうなのかという疑問がでるところなんですよ。その辺も踏まえて、会長人事というのは、ある意味大事だと思うんですよ。</p>
<p>事務局（野口部長）</p>	<p>もし、御意見ございましたら、他の委員さんからいかがでしょうか。</p>
<p>C委員</p>	<p>私の方からの発言で恐縮なんですけれども、審議会条例を見ますと、会長・副会長、委員の皆様の互選ということで、Aさんからいただきましたし、Cさんからもいただいているということで、正にこの審議会というのが、これからの白岡のまちづくりを進める住民が主体であるいうところでありますので、御意見もつともであろうと思います。あくまでも、皆さんの互選でありますので、いろいろと御意見だしていただいて、皆さんの総意の下で会長さんが決まるような形、是非、お願いしたいと思います。</p>
<p>C委員</p>	<p>すいません。私、よく分からないように生意気言うんですけど、やはり、ここで決まらなかったら前に進みませんので、皆さんの意見も本当は聞けたらいいんですけど、今、Eさんが言いましたように、一応、公募じゃない委員さんからHさんに会長になっていただいて、公募のBさんに副をやっていただいて、それで進めてみんなで一緒に会長、副会長となく、みんなで決めていくことなんで、そういう風にやっていかなかったら前に進めないんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうかね、皆さん。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>今まで、いろんなのに出てて、会長、副会長でこんなにもめることって、今までなかったから驚いてるんですけど。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>今、C委員さんのほうからそういったお話があり、先ほど、E委員さんからもそういったお話がありましたが、さまざまなお考えがあると思います。</p>

A 委員	<p>しかしながら、公募であれ、何であれ、市民の方であるという位置づけは変わらないと思います。何が何でも公募でなくてはならないという風に考えるか、または、そういった形でみんなで力を合わせていくのかということになるかと思いますが。</p> <p>私は、将来のことを気にしているだけです。私は、公募はしましたけど、市民の代表として、この審議会に出ている訳でございます。後世に思いを馳せると、結果についても、何故そういうことになったのか、意見を言ったのかということについては、責任を負う立場にありますので、私は今まで申し上げた建前に基づいているのです。やはり、市の推薦した委員がそのまま多数派という、会長になっちゃったらこれは建前上からおかしい。しかも、その会長が主導する審議会が市の、行政を検証する。というのはおかしいんじゃないかなというのを私は言うんです。</p>
F 委員	<p>今のAさんのお話ずっと聞いてますと、何か公募じゃない人は、ふさわしくないというような発言に聞こえるんですが。</p>
A 委員	<p>違いますよ。そういうことを言っているのではないんです。</p>
F 委員	<p>私には、そういうふうに聞こえましたので。</p>
A 委員	<p>聞こえるとかそういうことじゃなくて、そういう意味でいっているんじゃないかと…</p>
F 委員	<p>10人全部同じ条件だと思うんですよ。その中でどう会長を選ぶかで、公募の人とか、前に何やってたとか、そういうんじゃないと思うんですよ。自分は、今日、初めての参加ですので、Hさんが適任なのか、Bさんが適任なのか分かりません。ただ、どなたかが会長をやってもらって進めていかないと進んでいかないんですよ。ですから、誰かが意見言ったときに、反対意見を言っていくと、いつまでたっても決まらない。</p>

A委員	<p>私が反対論者なように言われると、心外なんですけどね。意見を申し上げてるだけじゃないですか。</p>
E委員	<p>あのね、こういう場でノーって言う言い方がいろいろあるけど、民主主義なんだから、多数決でもいいと思うんですよ。</p> <p>だから、全員参加で多数決で決まったら、それはそれで民主主義の一步でしょ。それも一案だと思うんです。</p>
F委員	<p>最終的に決まらなければ、多数決でやるしかないのかもしれないね。</p>
A委員	<p>だからこそね、委員の構成をどうするかってことに自治基本条例市民推進会議でもそれが大きなテーマになったんですよ。</p> <p>やはり、行政、それぞれの関係団体の推薦した委員が出てきて、あるいは、市の行政が出てきて、そういう人たちが多数派でもって決めたことがすべて正しいのか、それがすべての結果なのかっていうと、それはまずいんじゃないか。そのためには、やはり、いわゆる背景とか、色のつかない公募委員をもっと増やして、それが本来の自由闊達に議論する上でのいわば基盤だろうと…</p>
F委員	<p>それは分かるんですけど、今、この人数でやることになったんですから、それを言っていると前に進みませんよ。</p>
A委員	<p>だから、こういう議論は今さら何故しなきゃいけないのかと思うわけですよ。だって、検証は9月いっぱいやらなきゃならない。何故、こんなぎりぎりのところまで引っ張ってやっているのか。すごい不満なのよ、私にすればね。そもそもですね、言わせてもらえばですよ…</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>Aさん、ただ今、会長を選ぶ…</p>
A委員	<p>だから、ぎりぎりにしてしょうがないんだって形で議論するのはまずいなってことを申し上げている。だって、いわば、ぎりぎ</p>

<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>りで追い込まれてやるような状態はおかしい。ただ、これについてはですね、…</p> <p>結局ですね、透明性って話がありましたけれども、会長さんが誰になるってことじゃなくて、この会議でどういうことが議論されて、どういうことが意見として出ているのか、これを市民の方に…</p>
<p>A委員</p>	<p>それは、当然のこと。ただ、委員の意見がどういう構成において選ばれてきた委員が、どういう構成をもってなされていて、これは、市民全部関心を持って見ている点だということを理解しておいてください。これは、公開になっているのだから、市の推薦委員が10名のうち、8名いましたっていうのは、そういうのはおかしい。</p>
<p>C委員</p>	<p>すいません、Aさんが言ってることは、これからの委員会での議論にさせていただいて、もう、まず、会長、副会長を決めることじゃなかったら、時間がどんどん過ぎちゃいますよ。それは、これからみんなで、公募だろうが、団体の推薦だろうが、みんなでいろいろ、その立場立場で責任もって意見を出し合っていくべきことじゃないかと思うんです。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p>今、C委員さんから、そういった話もございますが、先ほど、Hさんを会長に、Bさんを副会長にしたらどうかという意見もお二人から出ております。つくる会の進め方のとき、私、一緒にやらせていただきましたけれども、お二人で非常に協力して、いい形で進んだのかなという風に感じます。そういったことを考えますと、そうした意見がでたのかなと思いますが、他の委員さんはどうでしょうか。</p>
<p>C委員</p>	<p>Eさんもその会に関わっていたし、そういった人たちの中から意見が出ているので、初めての方たちは分からないということですよね。それで決めてもらっちゃって、二人でやっていただいた</p>

	<p>ほうが…</p>
D委員	<p>経験がある方が、流れというかね、分かっていますんで、私たちはアドバイスを受けながら…</p>
C委員	<p>そう、みんなが意見を出しやすい会になって…</p>
D委員	<p>それで、それはそういうんじゃないんですよっていうのを、自分なんか指摘されるほうだと思う、これから先。</p> <p>審議会って言うのは初めてなんですよ。是非、Eさんが言われたように、HさんとBさんに正、副をやっていただいて、時間もかなり経過していますんで、それをやっていただいて、それから先に進めていって、今後、審議会がこういう重要なことで、行政のほうも公募を5人募るといふそういう風なことで、今回の場合は、このメンバーで決まっていますんでね。先に進めていただきたいと思います。</p>
A委員	<p>じゃあ、私の最後のあれなんですけど、別に早く会長、副会長を決めて先に進むことには何ら異存はありません。ただ、私としては、やはり、市民目線ということでおこがましいんですけど、会長には、やはり、公募の委員になってほしいですね。副会長にHさん、これはね、むしろ、その方が説明が、市民の理解が得られやすいのではないかと私は思います。まあ、お二人は、いろんな場で、私、見てきていますけど、非常に従来から関係も親密ですし、一緒にやっていただければ、いろんなところでスムーズに行くと思いますし、このコンビは、ある意味最強じゃないかと思えますけれど、どちらを上にするか、下にするか、上下の関係じゃないと思うんです。</p> <p>ただ、やっぱり、名目は大事だと思うんです。やっぱり、市民が納得するか、公募のいわば公平とっちゃ変なあれだけど、公平な無私な立場で、推薦委員じゃない公募の委員の方が市民の目線からすれば、座りがいいんじゃないかという気がします。どっちが会長でも副会長でも結果は同じだと思いますけど、審議の内</p>

G 委員	<p>容、進行自体は、問題なく進むと思います。</p> <p>今、公募の方から御意見、他の8名の方の各団体からの推薦、市長からの推薦ということで、私は参加させていただいているんですけど、それは、まちづくりに対して、それぞれの会とか団体で皆さんがまちづくりを一生懸命やっている団体からの代表ということで出ているので、まちづくりということに対して、公募の方よりも考えていないといたら変ですけども、そういうことでは決してないと思うんです。大勢の会員の方がバックにいらっしゃるので、そこから意見も吸い上げて、この場で発表することもあると思いますし、公募の方が会長だから、市民の方が納得するという意見には、私は反対というか、考え方が違うかなと、私は思っております。ですから、私も前の自治基本条例つくった時の流れが良く分からないので、どなたが良いというのは、この場で言えませんが、それに参加されていた方が意見をおっしゃっているのであれば、その方向が一番良いのかなという気持ちでいます。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>Aさんの考えもあるのですが、3人の方からHさんが会長でBさんが副会長でというお話が出ております。もし、そういう形でよろしいということであれば、その方向でいかさせていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（会場から拍手あり）</p>
B 委員	<p>今のは、どういうことですか。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>副会長をBさんをお願いしたいということですが。</p>
B 委員	<p>あのね、私、意見あるんですよ。元々、この自治基本条例つくるときは、全員公募だったんですよ。全員公募なんですよ。</p> <p>ただ、Hさんが公募で出てきているのなら、それで良いです。公募で出ておられないんです。元々、自治基本条例つくったとき、</p>

	<p>全員公募やってんです、これ。しかも、その時には、委員長選ぶときには、1回目じゃ分からないだろうから、何回かやってから選びましょうって選んでんですよ。それは当たり前なんです。元々、Aさんが言うように公募の人っていうのは、ほとんどの審議会や何かでも公募の人は委員長になってないじゃないですかと、現状としては。けども、自治基本条例その他、公募を原則とすると言って、公募しましょうよと。できるだけ公募でね。公募するっていうのは、何か意思の人だから。</p> <p>皆さん、さっき団体を代表しているって、これ、違いますよ。団体代表しているんじゃないでしょ。そんなの嘘ですよ。団体に推薦をお願いしているだけであって、あくまで個人としておいでになっているはずですよ。団体の代表であるはずがないんです。団体に推薦をお願いしただけであって、それぞれの委員さんは、団体の代表であるはずがないんですよ。そこで、選挙されて選ばれて来たんじゃないんです。違いますでしょ。これは、団体に推薦をお願いして、それで推薦をして個人としておいでになっているんです。それでは、一緒なんです。そういうんで一緒なんです。だから、団体に誰かがついてるとか、これはないんです。</p> <p>だから、実際には、本来は公募でやればいいんだけど、公募じゃ自治基本条例つくった時のように、実際に今回公募5人、応募3人、結果的に2人、私も彼の言うように何故公募の枠5人そのままとおかなかったのかな、2年間続く問題ですからね、本来は、5人の公募の枠取っておくべきだなあと、参画と協働の審議会なんで、市民の参画と協働を尊重することではないかと、本来公募なんです、みんな。公募が優先なんです。そう書いてあるでしょ、ここに。だから、皆さん、本当に意欲ある人は公募してほしいんですよ。</p>
A委員	<p>そうですよ。</p>
B委員	<p>だから、そういう意味ではね、団体に委嘱しなければならないのではなくて、本当は公募でやらなければいけないんですよ。公募で、占めきって、選考に困るくらい。公募で、こっち来てい</p>

H委員	<p>るからあなたはやめてという風な位がいいんです。本当は。</p> <p>でも、そういう風にならなくて、わずか5名の枠に実際、二人しかいないと。だけど、もっと、尊重してくれたらどう、っていうのがAさんの意見だと思うんです。私も何となくいいですよ、自治基本条例つくるときには、Hさん会長で、私も一生懸命やりました。全然問題ないです。</p> <p>ただ、引っかかるところは、そこなんです。何故、Hさん公募で出てこられなかったのかなと。皆さん公募で来られたんです。推薦されたCさんも、何故、公募で出てきてくれなかったのかなと。実際につくったのにね、今度、検証するって時に何で公募で出てこられなかったのかなと。それから、Eさんについても、何で公募で出てこなかったの。あの、自分たちでつくった検証するって委員会に何で公募しなかったんですかと、私はすごい疑問に思うんです、そういうところ。だって、自分がつくったときに、検証する時に公募委員として、つくったんだから、今度、この委員にね、やっぱり責任として、自分が公募してくんなきゃまずいよって気持ちは、私にあります。それで、推薦される。手を挙げないっていうのに、ちょっと違和感を感じるだけです。やることっていうのに、実際やってきましたし、私も副会長として、彼が会長でやってきましたけれども、そういう点がね、やっぱり、腑に落ちないっていう点が、私の中にはあります。正直言って。何故、公募しなかったんですか。今まで、実際、自治基本条例つくった、おつくりになった、そのことについて、それはどうだったのかということについて、検証したいっていう、それから、発展させたいっていう審議会に公募の枠が5名あったにもかかわらず、皆さん出てれば、きちんと5名の枠が取れたにもかかわらず、何故しなかったのかっていうのが、疑問に思うところです。だから、何となく腑に落ちません。っていうのが、率直な気持ちです。</p> <p>今、Bさんがおっしゃったことは、今後、例えば、参画のところで出てくると思うんです。参画するときの、参画できる機会っていうのは、あるはずなんですよね。それを、多分、公募あるいは推薦あるいはその他にあるかも知れませんが、いろんな</p>
-----	--

	<p>方法でこの会議に出てくるんだと思うんです。例えば、5人が2人になってしまったっていうところについては、5人の枠を絶対に守るっていう審議会にするとか、そういう取り決めが必要になってくるかと思うんです。そういうのは、今後の議論の中で必要になるかも知れませんね。そう思います。</p> <p>でも、今の段階で、御意見としては分かりますが、今は、会長、副会長、推進する立場の体勢を決めるだけですから、その観点で是非ね、互選ということを前提に決めたらいかがでしょうか。名前が挙がっていてこんなこと発言するのも申し訳ないのですが。あくまでも、互選ですからね。</p>
J 委員	<p>すいません。少しピントがずれているかも知れないんですけど、若いIさんに今までの流れをお聞きになってどんな風にお考えになったか意見を伺いたいんですけど。</p>
I 委員	<p>正直、商工会青年部の部長としてお声がけいただいて、ものすごくありがたく、やっぱり今の商工会自体も状況が逼迫しているというか、そんなに元気がないじゃないですか。</p> <p>だから、僕みたいなこういう知識も経験もないような場で、知識とかをいただいて、市が活発に前に進めるような会なのかなと最初は思ってたんですけど、それが、審議会ということだったので、ちょっと違ったニュアンスというか。正直なところ、勉強不足なんですけど、公募ですとか推薦か、その辺のことについては、今日初めて聞いて、まだ、ちょっと違和感があるというか、その辺は、勉強これからさせていただくところだと思うんですけど、もっと建設的な話ができたらなっていう風には、思います。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>ただ今、各委員さんから、御発言いただきありがとうございます。AさんやBさんのおっしゃること、分かります。公募を集めても今の状態でございますし、一方、御意見を頂戴しながら、もっと良い方法、どうすれば、参画がくるのか、そういったものも含めて、今後、検討していきたいと考えてございます。会長、副会長ということでございますが、いかがでしょうか。そういう形の</p>

<p>事務局（野口部長）</p>	<p>御意見が委員さんのほうで出ていることを考えますと、そういった形で進めさせていただければという風に考えますが。</p> <p>時間の方も気になりますが、いかがでしょう、先ほど来、皆さんの御意見踏まえて考えてみますと、これから皆さんが正に、ここで、この場で、参画と協働に関する御意見を交わしていくこと、その入口ですから、今、お名前が挙げたBさんとHさん、それぞれ、今まで、自治基本条例の制度を整えてきている方ごさいますして、会長、副会長どちらもふさわしい方だろうと思います。</p> <p>先ほどの委員さん方の御意向を思慮いたしますと、Hさんが会長ということによろしいでしょうか。ちょっとその辺がはっきりしなかったので、今一度、御意思を表していただければありがたいのですが、Hさんが会長で、Bさんが副会長ということによろしいでしょうか。いかがでございましょう。</p>
<p>B委員</p>	<p>私は、副会長のほうはちょっとお受けできません。</p>
<p>事務局（野口部長）</p>	<p>Aさん、その辺はいかがでしょう。御意向としては。</p>
<p>A委員</p>	<p>不満ですね。どちらか、私は、Bさんが会長、副会長どちらでもHさんとコンビになれば、この審議会が十分に円滑に回っていくと思います。どちらが頭につくかということですが、ある意味、どうでも良いことなんです。</p> <p>やはり、私はこの審議会の性格上、公募委員が会長になった方がいろんな意味で、第三者的に見た場合も座りが良いんじゃないかと感じる訳です。分かりませんか？そういうことで、提案しているのであって、どっちが会長、副会長、私は実質的には変わりないと思います。</p>
<p>事務局（野口部長）</p>	<p>いかがでございましょう。皆さんの御意向が、Hさんを会長に、Bさんを副会長でお願いしたいという御意向であるように見受けられますが、それでよろしいでしょうか。</p>

B 委員	私は、副会長を受けるつもりはありません。
J 委員	すいません。副を受けるつもりはないとおっしゃったんですか。
B 委員	Hさんが会長であることには、異存ありません。
事務局（野口部長）	そうしますと、副会長、皆様いかがでございましょうか。Bさんの御意向はそういったこととございますので、副会長どなたか。
B 委員	Aさんやってもらったら。
A 委員	いや、だめだ。私は、やりません。
C 委員	Bさん、だめなんですか。
J 委員	私は、Iさんに副会長やっていただきたいと思います。今までの私たちというか、皆さん方の知恵を知識を若い世代に、是非、引き継いであげてください。まちづくりのために。いかがでしょうか。
仮議長（河野地域振興課長）	いかがでしょうか。そういった御意見が出ましたが。
I 委員	先ほど、審議会ということで、委員会とかそういったものとは違うので、次の世代に引き継ぐとかそういうところでは、そうなんですけれど、更の状態、それを審議する場だと思うので、私が副会長でいいのかなっていうのはあります。
J 委員	それは無理にということではなくて、いかがでしょうかということなんですけれど、若い方という思いは、高齢の方、今は10歳若いそうですから昔と比べて、マイナス10歳で年を考えないといけないんで、高齢とは言えない私たちなんですけど、是非、そういう意味でせつかく若い人がいらっしゃるのでしたら、いか

	<p>がかなと私の考えです。個人的な。後は皆さんで。Iさんがどうしても嫌という事でしたら、無理にはお願いできませんけど。</p>
H委員	<p>ちょっと発言してよろしいですか。実は、過去の経緯はおおよそ皆さん想像ついたと思いますが、私とBさんは、過去に会長、副会長の立場でつくる会を運営させていただきました。Bさんの持つ知識は、非常に高度です。私は、それを頼りにしたところは、ずいぶんあります。よってですね、是非、副会長を受けていただきたいとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>Bさんいかがでしょうか。是非、力を合わせていただいて、今後、白岡の参画と協働の進む形をつくっていただければと考えます。</p>
B委員	<p>申し訳ないんですけど、今回は、そういう形じゃなくて、普通の一般の審議委員としての立場で審議会に臨みたいと思います。憎まれ役をしたいと。</p>
事務局（野口部長）	<p>Bさんの御意向も分かりますけど、ここでAさんからのお話があり、また、Hさんから今までの経緯の中で是非という話もありましたので、おそらく委員の皆さんも、副会長として活躍していただきたいというお気持ちだと思います。ですから、これから正に船出しようとしている審議会でございますので、是非、御理解いただいて、Bさんにも副会長として、この会を引っ張っていただきたいという風に思います。いかがでしょう、皆さん。</p>
C委員	<p>はい。</p>
D委員	<p>お願いいたします。</p>
B委員	<p>他の方やってください。</p>
事務局（野口部長）	<p>そうおっしゃらずに。是非、委員の皆さんの御意向をお汲み取</p>

長)	りくださるようお願いします。
B委員	会長は、Hさんで結構です。
C委員	Bさんお願いしますよ。
事務局（野口部長）	さて、困りましたね。
C委員	Aさんは？
A委員	私は、受けない。
C委員	Eさん一緒に…
E委員	Bさんは、会長なら受けるんですか。
C委員	そこは、もう決まってる。
B委員	決まったんだよ。
C委員	どんなにあれでも、だめなんですか、Bさん。
事務局（野口部長）	公募の代表としてもお願いしたいところなんですけどね。Aさんが、あのようなお話をされたので、是非、ここは公募の代表としても、副会長としたいところだと思うんですけど、皆さんそういうお考えだと思うんですね。
B委員	今日は、副会長がいなくても進行できますから、会長だけでも考えさせてください。前に進めさせてください。
仮議長（河野地域振興課長）	ちょっと考えいただくということで…
H委員	それはね、会長がいなくても、進行できますよ。この議題であ

B委員	<p>れば。同じですよ。副会長がいなくても進行できるというお話は。会長がいなくてもできるんですよ。</p> <p>いや、でもこれ、議会の会議要領、議長とは、会長が決まれば会議の議長をやるんですよ。今後のスケジュールだとか、委員からの意見だとか。</p>
H委員	<p>例えば、Bさんさっき、おっしゃったんですけど、つくる会も1回目の会議では、会長が決まっていなかったんだよね。そういうことがありました。よってですね、今回も会長は次回決めるとか、そういうことも諮れるのかなと思うんですよ。どうでしょう。</p>
事務局（野口部長）	<p>これは、審議会条例の中にありますけれども、互選ということで、皆さんがHさんを会長としてお願いしたいと意思表示された訳でございますので、ここはもう会長は、お願いするということがいかがでしょうか。</p> <p>もちろん、副会長にBさんということで、御理解いただければ、それで整う訳ですけども。Bさん、副会長につきまして、公募代表としても、是非、皆さんの御意向を踏まえていただいております。</p>
B委員	<p>私は、今回は一審議委員として、ちょっと嫌われ役に徹しようかと。だから、他の人を選んでください。</p>
事務局（野口部長）	<p>そうしますと、他の方はいかがでしょうかね。私の方からお話しする訳にもいかないんで、互選でございますので。</p>
C委員	<p>Hさんにどなたか選んでいただくというのは、どうなんでしょうか。さっき、若い人がという話も出てるし。</p>
H委員	<p>今の話の進み具合は、会長、副会長、一緒に選ぶというような形だと思うんで、私がここで、副会長をどなたにしてくださいということをちょっと難しい。互選です。あくまでも。</p>

C委員

でも、よく、会長になったら、やりやすい方を選んでくださいっていうところもありますから、だから、今、Jさんが言われたように、若いIさんに経験を積みながら、勉強をしながらやっていきながら、それがっていうことがあったら、もし、Iさんをお願いするとか、そういう選択もあるのかなって思いつつ、また、Eさんなんかもずっとやっていらしてるから。

B委員

よろしいですか。私が受けない理由について、実はですね、私、審議会のこの委員で検証するということ、自治基本条例で決まった4年に一遍、しかも10月1日までにしなければいけない。それは、自治基本条例、市長がそこまでに検証しなければいけないことになっているんです。

実は、その検証作業ってというのが、皆さん、インターネットで調べたらいくらでも出ますから、調べてください。各自治体の自治基本条例検証って、報告書って、いっぱい出ていますから、一回どれくらいかけているか。他の自治体が、どんなことやっているかを見たらね、とても私は責任を負えるような状況でこのわずか9月までにね検証ができるようなね、自信はないんですよ。責任を負える状況にないんです。実を言うと、検証するために他のところは2年くらい掛けています。わずか何か月でやるというような状況はありません。

ましてや、他のところだと、内部検証といって、行政は行政として内部検証を進める、市民は市民として検証、議会は議会として項目ありますから、検証進めているんですよ。そういうことを進めて、逆に市民のパブリックコメントなんかやって、市民自体を検証やったり、フォーラムやったりして、そういう意見をまとめて、そして審議会が意見をまとめているっていうのが普通の進め方なんですね。

それをやったらとても間に合わないです。そういう意味で、私は、まとめることについて、わずか何か月かで自信がありません。正直言って、この検証を、責任を持って検証する。だから、嫌われても良いから、まとめるため方法の提案をいろいろします。そ

	<p>うしないと、検証できませんから。責任負えませんから。</p> <p>ただ、少なくとも、議会にも御了承願って、市民にも御了承願って、市長さんがお願いをするような形で、十分なものではないけれども、検証しなければならないので、できる限りのことはするって形のものしかできないと思うんですよ。約束をする形でね。</p> <p>検証というのは、ある意味つくるのと同じくらい大変なことなんです。本当のことという。自治基本条例に基づいて、一体何がされたのか、4年間で。それがどうなのか。もしかしたら、自治基本条例の方が間違っていたかもしれない。その検討もしなければならぬので、基本条例はつくったけど、検証したら基本条例のほうが間違っていたんではないかということが、あり得るんですよ。そういうことをすると、とっても時間が掛かるんです。本当のことは。検証っていうのは、そんな簡単なことではない。</p> <p>一体、どの位やったということを検証するとなれば、本当に報告会やったのか、どうしてできなかったのか、そんな検証もやらなければならないんですよ。それから、実際に参画条例の中では、年間のスケジュールを出しますよっていうのが、条例の中では入ってますが、実際は出ていないんですよ。きちっとされていないんですよ。だから、そういうことを含めて、何故、できなかったのかとかいろんな問題を含めて検証することいっぱいあるんですよ。で、私も後で気がついたことなんですけど…</p>
C委員	<p>すいません。そういうことを踏まえて、コンビでやっていただいて、</p>
A委員	<p>Cさん、調子が良すぎるよ。そういう言い方をするんじゃないですよ。だって、Bさん必死になって言ってんじゃないの。</p>
B委員	<p>だから、そういう意味で、今は、自治基本条例つくる時のように、御一緒になって支えてもらってやっていくというよりは、やっぱりこの際、嫌われ役やっても、何としても、これやろうよとか、あれやろうよとか、提案をしていかなきゃなんないな思っているんです。そうしないと、実は、終わらない。良いものでき</p>

	<p>ない。市として、責任を負えない。基本条例ですから、憲法違反やんと同じですからね。違反は、できません。できませんでしたという訳にはいかない。その場合、責任を問われますから、一切の市の条例その他は、基本条例に拘束される訳ですからね。単なる理念条例と言うけれども、しかし、最高規範であることは、間違いないので、基本条例は、そういう点から考えるとね、</p>
F 委員	<p>B さんの話、良く分かりましたが、ちょっと聞きたいんですが、先ほど、H さんか B さんかということで、どなたが会長かって話のときに、B さんは会長ということについて、拒否はされてなかったですよ。そういう話の中で、今の話は、御自身が会長を受ければ、それができるといことで解釈してよろしいんですか。</p>
B 委員	<p>いや、私、その場合でも、どなたも手を挙げなければ、前提をつけました。こういう条件ならば、お受けいたしますと。だから、無条件で受けるつもりはありません。</p>
F 委員	<p>ちょっと、この話聞いたときに、ちょっと矛盾してるなというのが、あったのでお聞きしたかったんです。</p>
B 委員	<p>だから、もし、私、会長に推薦されていても、一定の条件付きでなければ、受けません。何でかって言うと、この条件で私が受けるためには、とても責任はここまでしか負えませんよと</p>
F 委員	<p>会長の話の時は辞退されていなかったもので、矛盾を感じたものですから聞かさせてもらいました。</p>
B 委員	<p>どなたもいなければね、そういう受けるにあたっては、そういう条件でしか受けられませんっていう。今度は、受けられる方がいるから、副会長は、むしろ受けないでもって感じがある。だから、はじめから私は条件付きで、無条件で受けるつもりはありませんでした。</p>

A委員	<p>ちょっといいですかね。この審議会に先立って、自治基本条例市民推進会議設置要綱の中に、検証に関する条例20条の検証に関することも項目に入ってたんですね。我々、その市民推進会議の中で、検証の問題が2年後に期限が来るんだけど、そろそろ始めないとだめじゃないかなって委員の間では、問題提起していた訳なんですよ。</p> <p>ところが、この推進会議の委員の任期は2年で、2年でやめなきゃならないなんて、どこにも書いてないんですけど、突然、会議自体を閉鎖して止まっちゃったんですよ。何故、ここでやらなかったんだと。検証をやれば、2年間で十分にできたはずですよ。こういう事態を招いたこと自体、私は、検証の対象になるんですよ。</p> <p>何故、こんなね、3か月、4か月先に期限が来ているものを、今、やらなきゃいけないのか。検証ですよ、今の宿題は。市のね、もっと言えば市長の責任ですよ。何故、こんな自体を招くまで放置したのか。現実的に市民推進会議で検証をやればね、できたじゃないですか。Bさんがね、彼は、自分自身の後悔とね、憤慨、後悔があるんですよ。何故、あの時にねこの問題を強く言わなかったのか、私自身も問題意識は持ってたんです。いつの間にやら、この会議は、これで終わります。終わっちゃって、そのまま、ただ無為に2年が過ぎて、しかもね参画条例自体も去年…</p>
仮議長（河野地域振興課長）	御意見は分かりました。
A委員	分かってないでしょ。だって、こういう事態になったことどうやって…
仮議長（河野地域振興課長）	ここで言う問題じゃないですよ。ここで言っているかもしれないと思いますよ。
A委員	しょうがない問題じゃなくてね、だったら、そういう責任というかね、我々はこの審議会に対して、どうやったら、この審議会で検証を、知恵を出せって言うんですかね。ここでね。もちろん、

<p>事務局（野口部長）</p>	<p>諮問書とか、どういうものが出てくるか私には分かりませんが。実際は簡単にできるものじゃないですよ。いろいろ調べれば、茅ヶ崎の例など2年間ですよ、タイムスケジュール。</p> <p>Aさんすいません。時間の方もありますので、今、議論すべきは、副会長をどうするという事ですので、Bさんが、先ほど来、今までのお考えを述べられたところでございます。したがって、一委員として御活躍いただくということでございますので、副会長、他にいかがでございましょうか。</p>
<p>仮議長（河野地域振興課長）</p> <p>I 委員</p>	<p>先ほど、Iさんという意見もございましたが、どうでしょうか。</p> <p>推薦いただいているんですけども、いきなり、ぱっとこの場に若い者で来て、今、Bさんのお話を聞いて、全く知識もゼロの状態、どこまでできるかという、そういったのも正直ありますよね。もちろん、仕事もありますし、皆さんも仕事あると思うんですけど、商工会青年部のほうもやっていますし、その中で、私なんかで良いのか。正直なところ、全く知識が無くて。</p>
<p>B 委員</p>	<p>インターネットやりますか？</p>
<p>I 委員</p>	<p>はい。</p>
<p>B 委員</p>	<p>じゃあもう大丈夫ですよ。今、インターネット引けば、何でも出てくるから。あの、本当にインターネットで調べれば。</p>
<p>A 委員</p>	<p>それは、僕らは、随分やっているから分かるけど、家でやるっていうのは大変なんだよ。知識は得られるけど、大変なんですよ。</p>
<p>事務局（野口部長）</p>	<p>私がここで発言すると、申し訳ないのですけれども、今、Iさんという御推薦をいただきました。正に次代を担う青年でございます。したがって、どうでしょう、ここは、委員の皆様が若いですね、次代を担う青年をこの自治基本条例の検証をする副会</p>

	<p>長ということで、会長とともにお願いして、皆さんが盛り立てていただくということで、進むというのはいかがでしょう。Hさん、いかがでしょう。</p>
H委員	<p>私は、結構ですよ。是非、会長、副会長という立場で勉強して行ってほしいというふうに思います。</p>
事務局（野口部長）	<p>そういうお声が聞こえたところで、いかがでしょう。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>皆さんいかがでしょう。</p>
B委員	<p>私、協力しないってことじゃないです。審議委員として、全面的に審議会に協力いたしますので、できるだけ建設的に、いろいろやることはやっていきます。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>そういう形でよろしいでしょうか。</p>
I委員	<p>一つだけよろしいでしょうか。どうしても予定表を見た中で、月曜日と金曜日が多いと思うんです。金曜日となると、仕事の関係上出られないときも多々ありまして、その辺が副会長を受ける上で、そういったことあっても大丈夫なのかと。</p>
B委員	<p>逆ですよ。そういった調整ができますよ。自分で。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>今、お示ししてある日程は、案という形です。</p>
I委員	<p>その外に火曜日となると、商工会の会議があつたりとか、後は麵業界の会議もあつたりとか、そういった勉強会もあるので、バランスはとるつもりなんですけど、仮に副会長がないということがあっても大丈夫なのかなど。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>その辺は、事務局と相談しながら、日程調整、その他話し合いをしながら詰めさせていただければと思います。</p>

I 委員	<p>臨機応変という形で大丈夫なんですか。仮に、万が一、出られなくなっても大丈夫ということ？</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>それぞれ御都合もありますので、そういったことは大丈夫です。よろしいでしょうか。どうでしょうか。</p>
H委員	<p>御自身の気持ちを。</p>
I 委員	<p>とりあえず、望まれてやるに越したことは無いと思っていますので、自分の成長につながるものと考えて、受けさせていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（委員から拍手あり）</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>ありがとうございます。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>ここで、H委員さんとI委員さんには、席をこちらへ。</p>
H委員	<p>河野さん、会長、副会長決定したということによろしいんですか。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>そうです。</p> <p style="text-align: center;">（会長、副会長が席を移動した。）</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>それでは、一言ずつ会長さんと副会長さんにお言葉を頂戴できればと存じます。</p>
内山会長	<p>改めまして、皆さん、こんにちは。もう、5時45分ということで、会議時間も相当経過しております。今回の目的は、自治基本条例、及び参画条例、住民投票条例、関連する規則、そういったものの検証ということで、立ち上がった会議でございます。</p>

	<p>先ほども触れましたけど、平成21年8月に自治基本条例をつくる会が発足しまして、全体会議を27回、そして作業部会というのが、ここには表記がございませんが、18回やりました。この作業部会の必要性というのは、全体会議を上手く運営するために事前にいろいろ検討したという経緯がございます。そんなことをやって、平成22年10月30日、基本条例の提言書という形で、お渡しできた次第でございます。</p> <p>既に皆様も先ほど来の議論でお分かりかと思いますが、この中の半分はつくる会の、あるいは、自治基本条例推進会議のメンバーでございました。そんなことから、いろいろと知識をお持ちの方がいらっしゃいますので、この会議は、徹底した審議ができると考えておりますので、副会長Iさんともども、御協力よろしくお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
東川副会長	<p>皆さん、こんにちは。この度、副会長をやらせていただくこととなりました東川です。今日、ここに来て、副会長やるとは、全く考えてなかったんですけども、皆さんに支持していただいたからには、頑張りたいと思っております。全くの若造ですので、本当に皆さんのお力が無ければ、何もできないと思っております。会長と副会長で良い方向に進めていけたらなと考えておりますので、皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>ありがとうございました。</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>(2) 諮問書について</p> <p>それではここで(2)の諮問書の方に移らせていただきます。それでは、諮問書の方を市長から会長にお渡ししたいと存じます。</p> <p>(市長から会長に諮問書が渡された。)</p>
仮議長（河野地域振興課長）	<p>申し訳ございませんが市長におかれましては、公務のため、ここで退出させていただきます。</p>

<p>仮議長（河野地域振興課長）</p>	<p style="text-align: center;">（市長退席）</p> <p>それでは、ここからは規定の第6条に基づきまして、今後の議事の進行につきまして内山会長にお願いいたします。</p>
<p>内山会長</p>	<p>(3) これまでの経緯・関係条例等について</p> <p>それでは会長の職を務めさせていただきますが、皆様の御協力なくして、この短期間で終結することはできません。よろしくお願ひします。これまでの経緯、関係条例についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（森島主任）</p>	<p>資料4について、森島主任から説明がなされた。</p>
<p>事務局（内田主査）</p>	<p>資料5について、内田主査から説明がなされた。</p>
<p>内山会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、事務局の説明がございました。これまでの経緯と自治基本条例についての概略を説明いただきました。</p> <p>本当に概略で、なかなか御理解いただけなかったかと思いますが、何か質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>いかがでしょうか。私の会議のモットーは、ワイワイガヤガヤです。どんなことでも発言いただいて、いかがでしょうか。</p> <p>しかし、最終的にこの会議が求めるところに結論を持っていきたいと思うわけです。そんな進めをしたいと思いますので、どうぞ遠慮なく、活発に御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>今回は、今説明いただいた自治基本条例の部分になるかと思いますが、いかがでございますか。</p>
<p>A委員</p>	<p>自治基本条例といいますと、一種の倫理規定みたいなところがありまして、これにいかに魂を入れるかということで、実際の運用の中で、いかにこれを生かして、実行していくのが、いわゆ</p>

る胆だと思うんですよね。これ読んでいただいても分かるように崇高な内容でして、ただ、実際これを運用するには、たいへんな労力が必要でありまして、壁もあるわけですし、それをどう、実効性が上がらないのなら何が壁になっているのか、何が障害となっているのか、どうしたらよいのか、正に検証する訳でね。自治基本条例に魂を入れる、仏に魂をいれることが検証だと思うんです。

たいへんだけど、重要なこととして、たださらっとやって、はい終わりましたというものではない。これは、議会も行政も市民も、まずは自らを省みてどうかを、そこから始めなければいけないし、そしてそれを第三者が、議会、行政、市民がそれぞれをチェックして、基本条例の精神に違反しているところはないのかを検証する訳でして、先ほど、Bさんが、おっしゃっていましたが、考えますと途方もない、とんでもなくたいへんな作業となります。現実には9月いっぱい終わらせなければならぬと思いますので、このへんのところを、これからの審議の中で、どういう風にしたらよいか。これで内々の論理で決めてしまったら、絶対市民は納得しないですしね。そのへんのところをどうしたらよいかということを審議会の中で委員が議論を戦わせて、知恵を出して、そしてこれが次の4年につながっていく訳でして、そういう考え方で、一件落着という訳ではなくて、これは連続する、最終目標は自治基本条例の求めているものを実現する訳ですけど、その過程の中に今あって、それが終われば、また次の4年が始まるんだということで、取り組まなければいけないと思うんですがね。ちょっと私の意見ともなんとも言えませんが。

内山会長

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。私も会長ということで申し上げるのは何なんですけど、Aさんのおっしゃっていること、そのとおりだと思うんですよね。その意味でこの検証が、非常に重要となるわけです。そういう意味で、短期間でやるという意気込みで、どんどん御意見をいただきたいと思うわけです。

B委員	スケジュールはまだね。
内山会長	今は、経緯と基本条例についてです。
B委員	<p>今まで、つくる会や参画条例等について、提言書を出してきた、原案を出してきたものの責任としてですね、実は今出てきている条例は、つくる会が作ったものと基本的には一緒なんですけど、一部違うんですよ。つくる会の素案と現在の出来たものの違いを明らかにしながら皆さんに知らせていくことも義務があると思うんです。例えば、住民参画は、計画の段階からきちんと参画しなさいよということになっていたが、ここでは「参画するものとする。」とさらっとしなさいよと言っている。だから、深く読まないで、計画の段階から参画しなくていいのかな、どっかで参画すればいいのかなと、実際の行政の検証に携わったらいいなと思っております。</p> <p>それから、自分で気がつかなかったことで、用語の解説なんか、今になってみると、いい加減にやっちゃっているね。自治基本条例では、厳密に市ということを使っていないんだよね。だから、行政とか議会とか区別している。市と言うと曖昧だが、参画条例を見ると、市の情報はとかになっていて、やはり用語の使い方が曖昧になっているなど。市とは何かということになると、とっでもたいへんだよね。今使っている市は、行政ということなんだろうけど、そういう言葉の使い方もちんとしていかなければならないなと感じました。ということは、もしかすると自治基本条例に基づく、条例の言葉の使い方の整理をしていないなと思います。自治基本条例は、市民、行政、議会ときちんと分けているが、そういったこともきちんと見ていかなければと思います。</p>
内山会長	<p>つくる会の時は、市民とは、という議論もしました。そんなことも含めてきちんと整理しておく必要があるかなと思います。過去にさかのぼってお話しますと、市民ということで解説がついていましたよね。市民とはということ定義付けてくれましたけど。それをもう一回振り返るといことになるかと思いますがね。</p>

<p>I 副会長</p>	<p>それ以外の御意見はいかがでしょうか。今回自治基本条例に初めて接する人でも結構ですよ。</p> <p>今回初めてなんで、結構、文書なんで、Bさんのおっしゃったとおり、用語の説明を見直さなければならぬでしょうし、子どもに読んでも分からなかったり、親が説明できなかつたりとか大丈夫かということもあるので、小学生や園児にもわかるようにしていったらいいなと。もっとマンガチックなものがあってもいいのかなと思う。</p>
<p>内山会長</p>	<p>ありがとうございました。実はね、Iさん、こういうのがあるのです。これは、「参画と協働のまちづくりに向けて」という題で、自治基本条例を解説したものです。これは、そうとうマンガチックに、市民に分かるようにしている。これをどんどん市民の方にお渡しして、読んでいただくというのがいいのかな。読んでみてください。</p>
<p>F 委員</p>	<p>今回、委員を受けるに当たって情報をと思い、白岡市のホームページで見つけました。</p> <p>これはすごく、分かりやすく書いてあっていいんじゃないかと思う。しかし、知らない人が多いので、もうちょっとアナウンスが必要ではないかと思いました。</p>
<p>内山会長</p>	<p>たいへん貴重な御意見ですね。私も携わってきましたけど、本当に隅々まで御理解いただいているかというのと、大きなクエスチョンマークが出来てしまう。実は過去にBさんと議論したときに、自治基本条例の冊子を市役所にいただきにいったら、もう印刷したものがありませんと言われて怒っていたということがありました。全くそのとおりで、こういったものをたくさん作ってどんどん興味のある方に渡るように考えてもらいたいと思います。</p> <p>Iさんの御意見からちょっと進めてみました。どうでしょうか。他に御意見ございますか。</p>

A委員	<p>この審議会で審議する内容については、条例の中でも定めてあるんですけど、検証なんかを始めると、それだけで手一杯になってしまって、なかなか本来のこの審議会で取り上げるべきテーマの、参画と協働のまちづくりと、その推進に関する事とか、市民活動の情報収集、発信に関する場所だとか、こういった大きなテーマに関しては、議題としにくいところがある。</p> <p>これは、事務局で用意したものを審議会で審議するだけでなく、最優先の事項はありますが、こういったことも一定時間を割いて話し合ってみるとか、なんか今までの審議会を見ていると、事務局で用意したものを、ばーっとやるのは違うと思いますのでね。決めるとか決めないでなく、やっぱり本来のこういう問題があるのだということを、具体的な対案みたいなものを出せる雰囲気があればいいと思っています。日程的には、非常に忙しいと思います。でもね、本来の審議会の目的がそこにあると思います。事務局の御協力は、お願いしなければならないと思います。併せて会長にもお願いします。</p>
内山会長	<p>これは、参画条例を議論しているときに、Aさんも出席していただきましたが、その中で話が出ております。市民がいつでも集まれて、議論できる場所がほしいと。資料10を見ていただくと、今の質問の一部の答えになっていると思う。市民活動掲示板というのが出来ているようです。実は、これは市がやっていることではないですが、郵便局にもあります。市民団体が活動している様子をPRする。そういう掲示板があります。そういったことで、あちらこちらにあれば、設置できれば、初期の目的が達せられるのではないかと思います。ちょっと脇道にそれましたけど、次回議論しましょう。</p>
B委員	<p>スケジュールの提案をしたい。審議会の進め方について。</p>
内山会長	<p>それでは、次のスケジュールの説明の後でお願いします。自治基本条例は、御存じのとおり、27回の会議と18回の作業部会ということで、そうとう持ってきました。自治基本条例とは、白</p>

	<p>岡の基本的な取り決めの部分。国法でいうと憲法と同じづくりができています。しかしながら、時間が経過することで市民の方の考え方も変わってきますよね。そんなことから自治基本条例についての御意見を言ってほしい。質問でも結構ですが、いかがですか。それでは次に進めます。</p>
<p>内山会長</p>	<p>(4) 今後のスケジュールについて 続いて(4)の今後のスケジュールについて、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（内田主査）</p>	<p>資料11について、内田主査から説明がなされた。</p>
<p>内山会長</p>	<p>はい。それではスケジュールについて。どうぞ。</p>
<p>B委員</p>	<p>御提案がございます。このまま行くと、審議会が検証の対象になってしまうと思いますので、やっぱり審議会も自治基本条例に基づいて、審議会への住民参画をきちっと保証して、計画作りの段階から住民参画を保証するという、スタイルにどうしてもしたいのですよ。途中でも住民が参加して、お互いに検証し合うというものにしたい。そういう場所を作りたいのですよ。審議会そのものが住民不在のところで、我々が住民の代表とかいう、そんな大げさなことをするのではなくて、私たちが住民の意見を聞きながら取りまとめていくという、私たち自身の審議会もその手本となるようなものになりたい。自治基本条例や参画条例に基づいてそうしたいというのが、第1点です。</p> <p>そのためには、今のスケジュールでは、住民に意見を聞いたり、討論をしたりする機会がないのですよ。それやると間に合わないと思いますので、そのままやっちゃうとかえってたいへんなので、ぜひ入れてほしい。フォーラムと住民が実際に参加する手法を。その提案なんですけど、一つは、行政は行政として内部検証をきちっとする。議会も自治基本条例に基づいて、どうだったのかという内部検証をする。住民は住民でパブコメや広報を使って意見を挙げてもらおうと。そういう手続をぜひ会長名で、市長と議長に申し</p>

	<p>入れしてほしい。市は、広報やホームページを使って住民に呼び掛けてほしい。住民自身がどう検証するための意見を出していただく。これを同時に並行しながら進めることを提案したい。ぜひ内山会長名で、議長、市長、市民に向けてお呼びかけいただいて、それをホームページや広報に掲載いただいて、1か月後にはそうやって、2か月後にはそれが集約できる状況で、時間がありませんから出来る範囲で、ぜひ行政に出来る範囲内でやってほしい。そうしないと、この審議会ですべて決めてしまうと、参画と協働のモデルとなるべき審議会がモデルにならないのは避けたい。あまりモデルにならないことは私は避けたい。</p>
内山会長	<p>今の御意見は、基本条例の第10章の検証、この項目のままでいいのかどうかということだと思います。あるいは手続条例か何か作る必要があるのか。これは後で議論したいと思います。</p> <p>他に御意見ございますか。先ほどスケジュールについて、I副会長の方から金曜日は忙しいということがありましたが、何回か金曜日という日があります。スケジュールはどうですか。</p>
C委員	<p>時間はどうするのでしょうか。</p>
内山会長	<p>今日は4時からというとお集まりいただきましたけど、いかがだったでしょうか。4時じゃ中途半端だとか、もっと早くとか、遅くといった御意見がございませうでしょう。そのへんも議論していただきたい。事務局は何か開始時間の案はございませうか。</p>
事務局（内田主査）	<p>4時としたのは、皆さんに御都合を確認して、交通安全の関係とかもございませうので、早めに開催したいと伺ったところ、3時では難しいということで、ずらして4時とさせていただきました。</p>
F委員	<p>4時としたのは、実は私なのですが、子どもの迎えがあつて、毎日3時頃に迎えに行って4時前に帰ってくるので4時にしていただいた。ただ、一人ではないので、休もうと思えば休めるので、他の方の都合で大丈夫です。</p>

	<p>それと、Bさんの話を聞いていると6回くらいで終わるか疑問があったのですが。</p>
E委員	<p>私もそう思います。</p>
内山会長	<p>内容が内容なだけに、本当にこの期間で結びが求められるのか。事務局はどのようなイメージでまとめるつもりでいるのか御意見をお願いします。</p>
事務局（河野課長）	<p>確かにですね6回の会議で出来ることは限られていると考えております。もっと早く始めろという御意見ごもっともだと思いますが、この段階にきておりますので、9月までに答申をいただきたいというのが、私どもの考えでして、しかしながら、参画と協働のまちづくりは9月でおしまいではないので、条例が出来てからのこの間の市の取組について話をさせていただいて、それがいかにたくさんやっていたのか、やっていないのか、今後どういった方向で推進を進めていくのか、そういったものを2回、3回ということで御意見をいただければと考えておりました。</p> <p>また、4回以降につきましては、自治基本条例のあり方、抽象的で非常に分かりにくいのですが、自治基本条例については、平成23年に、その後に住民投票条例、参画条例と順番に制定してきた訳でございます。実際に参画条例が制定されたのは、平成26年の7月という状況でございますので、大まかにはこの1年間でどういった取組をやってきたのか、今後この取組をどう修正して、どういった方向に進めていくべきか、発展させるべきかという点を含めまして、9月末の答申という形で提出いただければと考えております。</p>
A委員	<p>検証という言葉、内容も含めて、行政も議会も市民も消化しきれていないと思う。今回のテーマを扱うのは、自治基本条例に基づいて初めて扱うわけですし、どうしたらよいか考えなければならぬ。しかしながら、検証はしっかりやらなければいけない。つじつま合わせだと意味がないわけですよ。検証は仏に魂を</p>

	<p>入れるのに必要なわけで、これは経験値として議会も行政も市民もやっていかなければならないわけですよ。市の機構の中で検証をやる組織は、ここしかないわけですよ。この審議会に全て与えられているわけですが、はたしてそれでいいのかということもありますよ。</p> <p>だから、検証委員会みたいなものを、行政、議会にも作っていただきたい。あるいは、市民はこの審議会の中で検証していかなければならない。そういう取組が必要かもしれない。今までの経緯の中でBさんとの話の中でも必要ではないかという意見も出ていますし、検証は検証委員会が必要ではないかという意見が出ている。市にも申し入れましたが、結果的に審議会の中で扱うことになったわけですが、やっぱりテーマとして重いので、検証委員会について検討してもいいのではないかと思います。たぶん9月までに検証したとは絶対に言えないわけですし、次につなげる形で答申書をまとめて、次の4年間にしっかりやりましょうということだと思う。例えばBさんから話が出た議会についても立法府として自ら検証していかなければならないし、それをわれわれ外部で検証しなければならないと思う。行政も自ら検証して、それを客観的に検証するというプロセスが必要なわけですし、いろいろやるには時間が足りない。9月までにまとめるものは次につなげる余韻を残した答申書という形としなければならないと思っている。</p>
内山会長	<p>私もそう思っている。というのは、文書には前書きというのがあるが、この答申書には後書きが必要なのかもむしれない。</p>
B委員	<p>答申書というものは、まとまりませんでしたというものもあるんですよ。それは避けたいですが、きれいにまとめる必要はないと思う。いろいろな状況があったけど、ここまでやりましたという形でいいと思う。何でも結論がきれいに出了たという答申でなくてもいいと思う。いろいろ不十分でも、時間的な制約や、実際に課長がおっしゃったように自治基本条例にまつわる附属条例を作るのに時間がかかったのですよね。参画条例、投票条例と</p>

	<p>全部できてから4年は経っていないんだよね。だから、難しかったということも分からなくはないのですよ。私も関わってきてるので。だから早くしろよとも言ってきたんだけど。今回は不十分でも次はきちっとやるという答申もあるのかなと思っています。私の考え方とすればですね。</p>
F 委員	<p>最初から出来ないというのはどうかと思う。会議を重ねて出来ないのであれば仕方がないが、初めて参加させていただいて、すごくさみしい感じがします。</p>
内山会長	<p>ごもつともです。それほど幅広い検証が必要だということだと思います。スケジュールについてどうですか。</p>
I 副会長	<p>会議の時間ですが、いろいろな会議に出席しなければならないし、仕事もあります。参加することはありがたいことですし、希望としては、3時から5時とかが希望です。もしくは営業後の8時以降とかがありがたいです。若い人を増やすには、柔軟な会議の運営も必要だと思います。</p>
内山会長	<p>ありがとうございます。事務局は、全員の意見を伺って多くの方が良いという日時を決めていただければと思います。</p>
B 委員	<p>行政の内部検証は、やるのかやらないのか。議会の申し入れはするのか。</p>
内山会長	<p>それは、第10章の検証をどうするかだと思います。ですから今回は間に合わないと思います。</p>
B 委員	<p>私は、そうとは思わない。行政は何をやったのか1条ごとに検証の方がたいへんだと思う。逆に内部検証の方が早いと思う。そうしないと時間が間に合わないと思う。議会からも報告いただいて、ここで検証の方が早いと思うので提案したのですが。もし出来ないのなら逐条ごとに検証しなければならないでしょう。</p>

<p>内山会長</p>	<p>1条ごとにやりますか。どうしますか。建前から言うと条例の参画条例から投票条例も含めて、逐条ごとに前文から適切かやらなければならないと思いますよ。1条ごとに検証をやりますか。</p> <p>今のことは、2回目、3回目でイメージができると思います。事務局どうですか。</p>
<p>事務局（河野課長）</p>	<p>2回目は、平成26年に参画条例が出来てからの市の取組をまとめて出そうと思っていたのですが、今の話を聞いて、行政の条文が非常に多い。その部分については、市役所でやればいいのかやります。議会の部分はあまりないが、市民の部分は、なかなかどういう形で取り組むのか時間がかかるのではないかと思います。</p>
<p>B委員</p>	<p>先ほど私が提案したのは、こういう視点で検証してくださいというパブコメみたいな形で募集して意見がでてくればいいのであって、検証しやすい視点をつくってやればいいので難しくないですよ。議会は簡単ではないですよ。例えば議案提案、議員としての政策立案を含めて、どれくらいあったのか、なぜ出来なかったのかという問題を含めて結構あるのですよ。議会の改革みたいなこと、夜間開催とか、議会はたいへんですよ。議員がどういふふうに関心するかは分かりませんが、議長に申し入れて、内部検証してもらえばいいと思いますよ。やらないとここで、1条ずつやらなければならないので、分からないことがあると担当に来ていただいてやらないとならないと思いますよ。</p>
<p>A委員</p>	<p>要は、不完全なものだが、形にして出さなければならないと思っている。そうは簡単だとは思わないが、何しろ自らやらなければならないと思っている。議会も自治基本条例に基づいて内容から検証してもらい、それをこの審議会でも検証して一つにまとめると1番の難題は市民自らどうするかということになるのですが。Bさんがいうことは、時間的にまとめられるかということがありますよね。どうするか委員さんの御意見を伺わなければならないが。</p>

B委員

これ検証するのですよ。条例の検証を逐条ごとにするわけですよ。違います。行政の検証をするわけではありませんから。でも、それは行政が、この条例に基づいて何をしたか、どういう風に進めようとしたかで、この条例が適切だったかということですよ。

我々は、行政の検証をする審議会ではございません。要は自治基本条例が適切かどうか。今まで自治基本条例に基づいてやってきて、本当に違反が無かったのかどうか、ということを検証しようということなんです。行政全般を検証しようという審議会ではありません。自治基本条例の検証なんです。もし駄目なら私はこだわりますよ。逐条ごとに検証してくださいよ。制定後の市の取組について我々、検討するものではありません。条例が、その市の取組やらについて、この条例が適切であったのかどうか。市は条例に基づいてこういうことを実践してきましたとか。そういう検証、行政内部の問題、行政手法のことが多いので、やってほしいよと。そうしたら、早いじゃないですか。もし難しいのであれば、基本に戻って条例の検証しましょうよ。本当のことをいうと市の取組なんて必要ないのですよ。条例の検証ですから。そこから行政がどうであったのか、議会がどうであったのか、市民がどうであったのか、実行されているのか、されていないのか。そういうことが検証なんです。もし、検証しないというならしょうがないけど。

今までの議論の流れをみていると、どうも条例の検証をしようとしな。しなくていいや、時間がないからやらなくていいやという風に思っているのかと思ってしまう。そうすると、時間がないことで、検証しないままに適切だったという報告をつくるのか、そんな風になってしまうと、この審議会は何の意味を果たすのか、私は疑問を感じますね。

J委員

議論が白熱している中、申し訳ありませんが、この会議は、何時に終了する予定ですか。

内山会長	<p>今日は、時間は設定しておりませんでした。次回からは設定したいと思います。</p>
J 委員	<p>次回の時間を出来れば今日お知らせいただければと思います。</p>
内山会長	<p>B 委員からの御意見に対して、事務局から何かありますか。</p>
事務局（野口部長）	<p>条文ごとに検証してはという御意見ですけど、そういった考え方もあると思います。しかしながら、条例が制定されて4年を超えない期間、例えば市民参画条例ですとか投票条例が形になった訳でございます。正にこういった動きは、住民自治のあり方に沿った動きだと思っております。</p> <p>ですから、そういった部分は評価されるべきだと思っております。自治基本条例の制定によって、市民にどんな動きがあったかとかいう視点が必要だという思いがあります。</p> <p>まだまだ、市民に浸透していないところもあると思います。今後、我々は周知の仕方も難しいと思っております。市民の皆さんに押し付けてはいけませんし、市民の皆さんが自ら行動する形を整えていかなければならないのかなと思います。正にこの審議会で様々な議論をしていただきたいという思いでございます。</p>
内山会長	<p>今の回答で納得しました。</p>
A 委員	<p>私が検証と言っているのは、基本条例の条文にのっとなって検証をしてほしいということですから、当然条文の意味をしっかりと理解した上で、今まで4年間実行してきたことを理解してほしいと言っている訳で、条文を離れてというわけではありません。</p>
内山会長	<p>市のイメージと委員のイメージに格差があるような感じがします。それは、これから議論しましょうよ。何が違っているのか。正に議論する、そういう会ですよ。それと次回の会議は、スタートの時間と終わりの時間を設定できますか。次回の日程を今提示できれば、ありがたいのですが。7月13日は月曜日ですね。1</p>

	3日でよろしいですか。
出席委員一同	はい。
内山会長	それでは、開始と終了の時間をあらかじめ決めたいと思います。いかがですか。
D委員	私は、午後からにしていれば。
J委員	午後、出来れば4時頃ならありがたいです。でも、遅れてしまうかもしれませんが、皆さんの御都合で。
I副会長	青年部の会議がありますので、午後6時までには終わらせていただければありがたいのですが。
E委員	回数が不安だという話がありましたが、増やしたらどうですか。
F委員	まだ、自分は全体を理解していませんが、Bさんの話を聞くと、非常に議論することが多く、期限が決まっているので、回数を増やす必要があるのかなと思っています。
C委員	7月13日にやってみて、その後に回数を増やすとか決めればいいのか。まだ1回もやっていないので、やってみてBさんが言うようにやった方がよければ、まだ30日までに時間があるので大丈夫ではないでしょうか。
E委員	今日は、そういうこともありますよということで全員に了解を取ってはどうか。
内山会長	次回の13日は決めておいて、その後は会議の中で、次の会議をどうするかを議論したいということですね。

C委員	<p>ここで話し合いをすると、皆さん分かってきて、もっとやった方がいいのか意見がでると思いますので。私も自治基本条例が出来て、それが生きていないなと思うことがありますので、検証をしていかなければならないと思っています。</p>
内山会長	<p>今の御意見は、次の13日を決めておいて、その会議の中で次の会議をどうするか決めたのでよろしいでしょうか。スタート時間と終わりの時間ですが、4時にスタートで6時に終わるという感じでいかがでしょうか。</p>
E委員	<p>前倒ししたら、曜日を変えたら、3時とかでも大丈夫ですか。</p>
J委員	<p>個人のことなので、そのへんは考慮しないでいただきたいと思います。皆さんの都合の良い日時でお願いします。</p>
C委員	<p>副会長から6時までに帰りたいというお話があったので、その前にやるということで、Jさんは遅れて出席いただくということでどうでしょうか。</p>
B委員	<p>検証作業やるのに、皆さんが決定的に欠けているところがあると思うんです。検証項目を決めなければいけないのです。並べて共通のものを作らなければいけないのですよ。</p>
C委員	<p>行政については、やっていただけますよね。</p>
事務局（河野課長）	<p>行政については、やりますよ。</p>
B委員	<p>議会については、会長名で議長にお願いすればいいのですよ。市民はパブコメでやればいいのですよ。それしかない。それで検証項目を決めて、やればいいんだよ。</p>
E委員	<p>13日は、役場の方でこういった検証項目とか出してほしい。それについて、ここはもっと調べてほしいとか言いたいと思いま</p>

B 委員	<p>す。13日より前倒しじゃだめですかね。</p> <p>出来るところまででいいので、制定後の取組についてのは、そういった視点で報告していただければ、我々は議論になるわけですよ。役場の内部検証みたいな形でしていただければ、それを議論できるし。議会も同じにやってくれば、後は市民なので。</p>
C 委員	<p>そうすれば、先ほど、会長の言っていた規約とかは別段関係ないわけですね。そうすれば、Aさんが心配していた市民のところで、出しても帰ってこない可能性も強いですよ。そしたら今度私たちも、そのところをいろいろと審議して検証しなければいけないと思う。</p>
B 委員	<p>そうやって出てこなければ、市民の関心がいかに低いかの検証になるし、これがどうだったのかという検証になる。</p>
C 委員	<p>だから、間に合っても合わなくても広報に載せるということですね。</p>
B 委員	<p>そうすれば、事実に基づいて審議会で審議できるわけですよ。予測に基づく審議は良くないから。返ってこなければ市民に浸透していないという検証になるわけですよ。</p>
事務局（河野課長）	<p>今日、その話が出たということで、これからやるということです。前倒しはなかなか難しい。13日の段階でどこまで出せるかお約束は出来ませんが、検証項目、役所では、こういう項目で検証しましたというのを、いくつかでも御用意して、やり方がどうなのか。検証の内容がどうなのかを見ていただいて、それを市民の方にどうするかという形でやっていくようにしたい。</p>
E 委員	<p>市民の方に向けて広報に早く載せるには、次回13日にBさんの方で案を出してもらって聞いてもらえればいい。</p>

B 委員	<p>私、案があります。検証項目で載せてという案はある。逆に言う と検証の視点でどうかというのがありますよ。腹案として。でも、 私たちはもう決めちゃっていいのではないかな。行政にしてほしい なら、してほしいと言ってしまったほうがいいのではないかな。</p>
E 委員	<p>それもたたき台を見せないかね。</p>
C 委員	<p>13日じゃ遅いのですか。今日、決めちゃわないと。</p>
B 委員	<p>遅くないですよ。できれば、その方が早いかなと思ったの。どう せ、自治基本条例制定後の市の動きとは、似たようなことをやる のでしょ。</p>
事務局（河野課 長）	<p>そうですね。</p>
B 委員	<p>だから、内部検証を加工して、視点なんかも加工してくれれば、 13日に出来るのではないかとっているのです。前倒しでなくて いいので、そのことを提案しているんです。</p>
内山会長	<p>先ほども事務局にお聞きしましたが、Bさんから御質問のあつ たことが2回目に解決できるかどうか。いかがでしょうか。</p>
事務局（河野課 長）	<p>その方向で考えたものを提出します。</p>
F 委員	<p>ちょっと方向が、ずれてしまったようです。13日の会議時間 について話をしていたのに、他の話になってしまっています。</p>
内山会長	<p>それは、会長の責任です。失礼しました。13日の開始時間 ですが、1回目で時間はほしいですが、そうはいかないでしょう から、今回と同じ4時からでいかがでしょうか。終了は6時と、2 時間で。日程は厳しいですが、目標として2時間で設定したら と思います。よろしいでしょうか。</p>

F 委員	I さんが帰るのであれば、5時半に終わらせないとならないのでは。
I 副会長	6時にここを出れば大丈夫です。
内山会長	そういうことで、次回の日時を決定いたしました。そろそろまとめの時間です。
内山会長	<p>(6) その他</p> <p>(6)のその他に入りたいと思います。事務局どうぞ。</p>
事務局（内田主査）	承諾書の提出と報酬と費用弁償の支払いの手続について説明した。
内山会長	<p>7 閉会</p> <p>本日は7時半になろうとしております。4時から長時間に渡って、初回ということで、会議の前段階で時間を取ってしまいました。こんな時間になってしまって申し訳ございませんでした。次回からは、出来るだけ時間内で消化できるようにしたいと思います。本日は御協力ありがとうございました。</p>
東川副会長	本日は、皆様長時間にわたりありがとうございました。次回以降、また皆様の御協力を得てスムーズによりよい会議としていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。皆様ありがとうございました。